## インターネットバンキングを悪用した還付金詐欺にご注意ください

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。

最近、インターネットバンキングを悪用した還付金詐欺が発生しています。 下記の手口などを確認いただき、詐欺被害にあうことのないようご注意ください。

- ※ <u>口座番号およびキャッシュカードの暗証番号を絶対に教えないでください。</u> 名古屋銀行、税務署、市役所など公的機関、保険会社から<u>キャッシュカードの</u> 暗証番号をお尋ねすることはありません。
- ※インターネットバンキングを契約いただいていないお客さまでも、キャッシュ カードの暗証番号を教えてしまったことで被害にあいますのでご注意ください。

## 【詐欺の主な手口】

- 1.犯人は、金融機関、税務署・市役所など公的機関、保険会社等を騙って、「〇〇 の還付金があります。」と電話をかけてきます。
- 2.還付金の受け取るための受取口座情報として口座番号・キャッシュカードの暗証番号などを聞き出し、犯人が不正にインターネットバンキングの契約をしてしまいます。

または、「還付金を受け取るためには、インターネットバンキングのお申込みが必要となります。」と言葉巧みに誘導し、インターネットバンキングのお申込みをさせます。

- ※すでにインターネットバンキングご契約されているお客さまには、ログインに 必要な情報(ログイン ID または口座番号、パスワード) などを聞き出します。
- 3.インターネットバンキングで不正な取引(犯人の口座に振込)を行います。

## 【お客さまにご注意いただきたいこと】

- 1.電話や訪問などにより、税金や保険料などの還付がある旨のご連絡をすることはありません。
- 2.当行、公的機関(税務署・市役所など)や保険会社などから電話や手紙などで、 お客さまの口座番号・キャッシュカードの暗証番号・ログイン ID やパスワー ドなど重要な情報をお尋ねすることはありません。



## キャッシュカードの暗証番号・パスワードなどの重要な情報は絶対に第三者に 教えたりしないでください。

3.お客さまに上記のような不審な電話や手紙などがあった場合、または、万が一口座番号・キャッシュカード暗証番号・ログイン ID・パスワードなどを教えてしまった場合は、ただちに当行までご連絡ください。

状況に応じて、インターネットバンキングの利用停止の手続きを行います。

以上

